

## ○静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価実施規程

### （趣 旨）

第 1 条 この規程は、静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第 2 条に基づき、教育研究水準の向上を図り社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況について自己点検及び評価の実施に関し、必要な事項を定める。

### （自己点検・評価実施委員会）

第 2 条 本学に、自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

2 実施委員会は、前条の趣旨に基づき、次の各号に掲げる全学的な自己点検・評価実施に関する事項を処理する。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 点検・評価に関すること
- (3) 結果の報告及び公表に関すること
- (4) その他点検・評価に関し必要な事項

### （実施委員会の組織）

第 3 条 実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 部長
- (3) 各学科長
- (4) 宗教主任
- (5) 図書館長
- (6) 学生部長
- (7) 教務部長
- (8) 事務部長

### （委員長）

第 4 条 実施委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、実施委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### （会 議）

第 5 条 実施委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(小委員会)

第 6 条 実施委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、実施委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 実施委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(自己点検・評価の実施組織)

第 8 条 自己点検・評価を行う学科等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各学科
- (2) 図書館
- (3) 各委員会
- (4) 事務部
- (5) その他実施委員会が必要と認める機関

2 学科等が行う自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるものほか、当該学科等が定める。

(自己点検・評価の事項等)

第 9 条 学科等は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

- (1) 本学の教育理念及び目的に関すること
- (2) 教育研究上の組織に関すること
- (3) 学生の受入れに関すること
- (4) 教育課程に関すること
- (5) 教育研究活動に関すること
- (6) 教員組織に関すること
- (7) 図書及び学術情報に関すること
- (8) 学生活への配慮に関すること
- (9) 施設及び設備に関すること
- (10) 管理運営に関すること
- (11) 事務組織に関すること
- (12) 財政に関すること
- (13) その他実施委員会が必要と認める事項

(実施及び結果等の報告)

第 10 条 学科等は、自己点検・評価を毎年度行い、その経過及び結果について、実施委員会に報告するものとする。

2 実施委員会は、前項の報告を取りまとめ学長に報告する。

(結果の公表)

第 11 条 学長は、前条の結果を文書にまとめ、公表するものとする。

2 前項の点検・評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(結果の対応)

第 12 条 学長及び学科等の長は、学科等が行った自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努める。

2 学長は、結果に関し関連する学内の各種委員会において改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託する。

3 学長は、前各項をふまえ、将来に向けての各種計画及び構想に反映させるよう努めるものとする。

(事務)

第 13 条 実施委員会の事務は、事務部総務課において処理する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、実施委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。